

秋田市告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月7日

秋田市長 穂積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画土地区画整理事業 新屋地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を変更した土地の区域
秋田市新屋扇町、新屋表町、新屋日吉町および新屋比内町地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課